

**令和8年度公益財団法人富山県新世紀産業機構  
臨時雇用職員（富山県ものづくり研究開発センター事務員）募集案内**

令和8年2月26日

**1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先**

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
事務員	1名	富山県ものづくり研究開発センターの管理運営等に関する事務 1. センターの運営、入居管理に関する事務の補助 2. ホームページの保守管理等、情報発信に関する業務の補助 3. 来客、電話への対応 4. その他庶務全般	公益財団法人富山県新世紀産業機構ものづくり研究開発センター (富山県高岡市二上町122)

**2 雇用期間**

令和8年4月1日～令和9年3月31日

**3 受験資格**

- (1) 高等学校卒業以上の学歴を有していること。
- (2) ワード・エクセルで資料の作成といったパソコン操作ができること。

**4 面接・採否の通知**

(1) 面接の日時等

	面接日	面接会場	内容
面接試験	令和8年3月中旬頃 ※時間・会場は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 採否の通知

選考終了後に郵送又は電話で通知します。

**5 勤務条件（予定）**

別添「勤務条件等」参照

**6 申込手続**

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0866 富山県富山市高田529番地

公益財団法人富山県新世紀新世紀産業機構 プロジェクト推進課 (TEL 076-444-5607)

(2) 申込方法

履歴書（写真貼付）を同封し、封筒に「臨時雇用職員（富山県ものづくり研究開発センター事務員）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に公益財団法人富山県新世紀新世紀産業機構 プロジェクト推進課まで提出してください。

(3) 受付期間

令和8年3月4日（水）まで

- ・郵送による申し込みは令和8年3月4日（水）必着とします。また、簡易書留等によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

## 勤務条件等

始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 始業・終業の時刻 始業：午前10時00分 終業：午後3時00分</li> <li>2 休憩時間 60分(正午～午後1時)</li> <li>3 所定時間外労働(原則として無)</li> <li>4 休日労働(原則として無)</li> </ol>
休 日	日曜日及び土曜日、国民の祝休日(振替休日を含む。)、12月29日から1月3日まで
休 暇 業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年次有給休暇 公益財団法人富山県新世紀産業機構有期契約労働者就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき付与</li> <li>2 忌引等の特別休暇(病気休暇を除く。) 有給</li> <li>3 その他休業 無給(育児休業、介護休業、産前・産後休業等)</li> </ol> <p>※ 詳細は、就業規則の定めによる。</p>
賃 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本給 日給 金5,900円</li> <li>2 諸手当 通勤手当を支給する(無期契約労働者に準じて、通勤方法・通勤距離により別途計算)。</li> <li>3 賃金締切日 毎月末日</li> <li>4 賃金支払日 翌月10日(5月及び1月にあつては、別途通知)</li> <li>5 賃金の支払方法 銀行振込み</li> <li>6 昇 給 なし</li> <li>7 賞 与 なし</li> <li>8 退 職 金 なし</li> </ol>
退 職 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定年制 なし</li> <li>2 契約の更新をしない場合の退職日は、契約期間満了の日とする。</li> <li>3 自己都合で退職を希望するときは、退職日の1ヶ月以上前に届け出ること。</li> <li>4 解雇の事由は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 勤務成績又は業務能率が不良で、向上の見込みがないと認められるとき。</li> <li>② 勤務状況が不良で、職責を果たしえないと認められるとき。</li> <li>③ 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。</li> <li>④ 事業の廃止又は縮小により過員を生じたとき。</li> </ol> </li> <li>5 契約満了の日の30日前までに、契約満了日での雇止め又は契約の更新について予告する。</li> <li>6 職員を解雇する場合は、30日前までに予告する。</li> </ol>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険の加入状況 労働災害保険</li> <li>・ 雇用保険の適用 あり</li> <li>・ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 事務局企画管理課長</li> <li>・ 公益財団法人富山県新世紀産業機構有期契約労働者就業規則を適用就業規則を確認できる場所や方法(事務所に備付け)</li> <li>・ 教育訓練:従事する職の遂行に必要なが生じた場合に実施</li> <li>・ 福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室):該当する施設無し</li> <li>・ 正職員への転換推進措置:当機構で正職員の募集を行う場合、募集内容をホームページに掲載し、有期契約労働者に周知</li> </ul>